

工場立地法にかかる業種別生産施設面積率

工場立地に関する準則

別表第一

業種の区分		敷地面積に対する生産施設の面積の割合
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	百分の三十
第二種	伸鉄業	百分の四十
第三種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	百分の四十五
第四種	鋼管製造業及び電気供給業	百分の五十
第五種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	百分の五十五
第六種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業及びコークス製造業を除く。)及び高炉による製鉄業	百分の六十
第七種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	百分の六十五